

第2章 資源循環型社会づくりの推進

第1節 3Rの推進

1 一般廃棄物の状況【循環社会推進課】

(1) ごみの排出量

県内のごみ総排出量は、平成21年度において26万8千t、1人1日当たりでは906gであり、前年度と比較すると大きく減少しています。

ごみの減量や分別収集に関する住民説明会等による意識啓発により、県民のごみ減量化の取組みが進んだことにより、排出量が減少したものと考えられます。

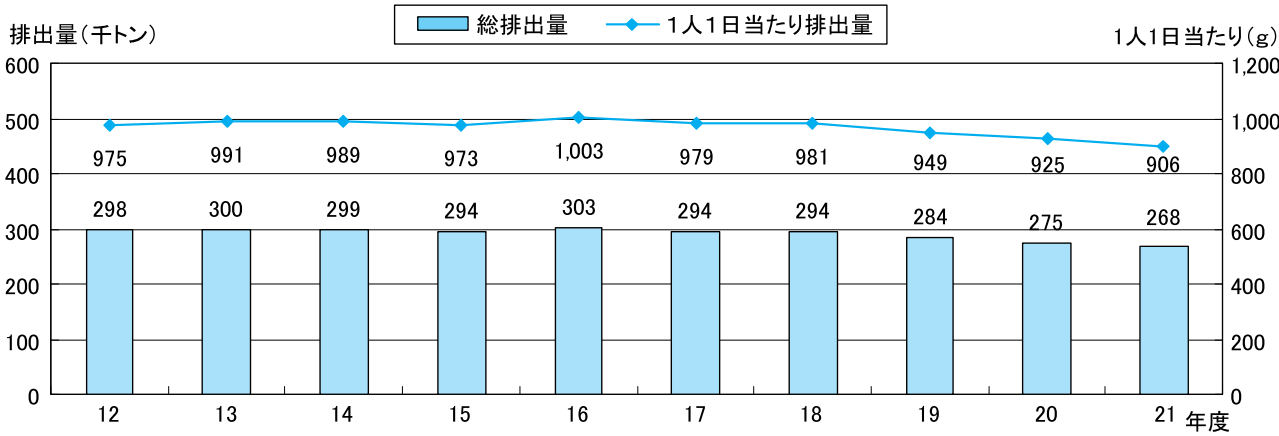
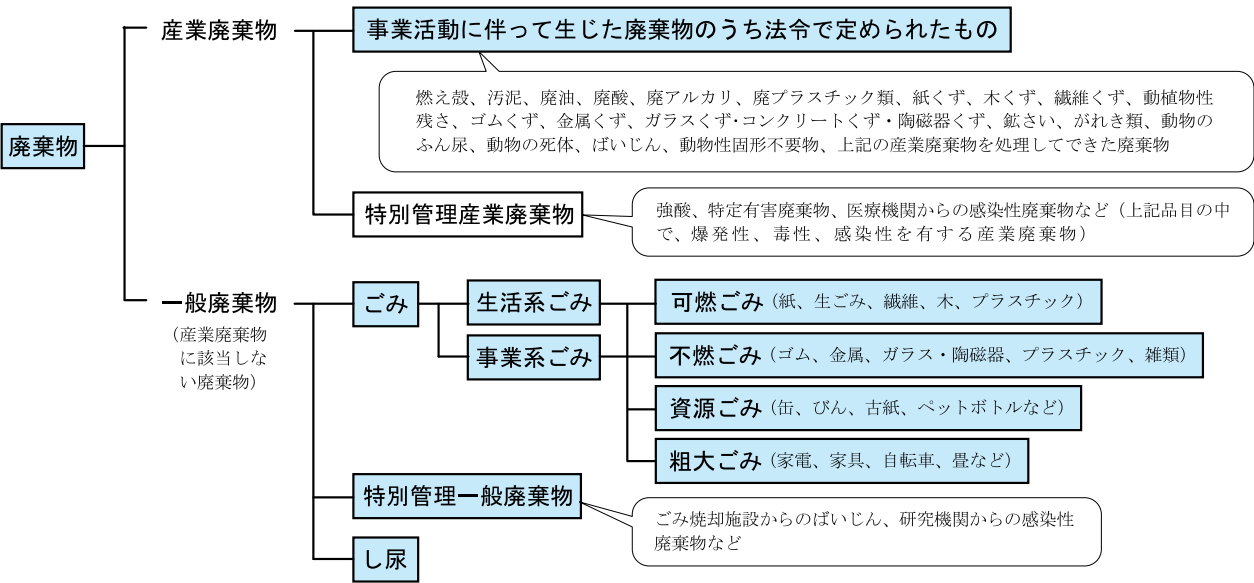


図3-2-1 ごみ総排出量と県民1人1日当たり排出量の推移

コラム 廃棄物の区分

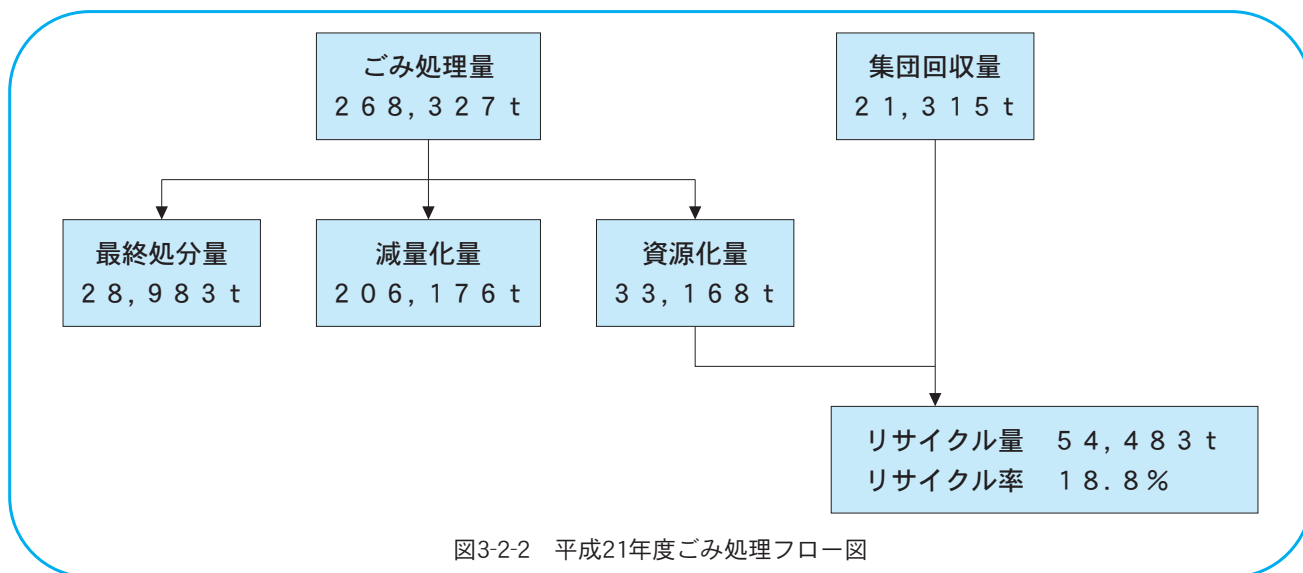
廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)により、事業活動に伴って生じた廃棄物である「産業廃棄物」とそれ以外の日常の家庭生活等から排出される「一般廃棄物」に分類されます。



(2) ごみの処理状況

市町（一部事務組合を含む。）では、通常、収集されたごみを、焼却、破碎、資源化等の中間処理をした上で、その残さなどを埋立処分しています。

平成21年度に市町が収集し、処理されたごみ26万8千tのうち、埋め立てられた「最終処分量」は2万9千t、焼却等で減量化された「減量化量」は21万2千t、資源化された「資源化量」は3万3千tでした。



(3) リサイクルの状況

平成21年度に市町において資源ごみの分別収集や中間処理により資源化された量は、3万3千tとなっています。

また、住民団体等によって資源として集団回収された量は2万1千tとなっています。

市町における資源化と集団回収を併せた5万4千tがリサイクルにまわされ、リサイクル率は18.8%となっています（平成20年度：19.0%）。

近年リサイクル率は横ばいとなっており、今後、県民のさらなるリサイクルに対する取り組みが必要となっています。

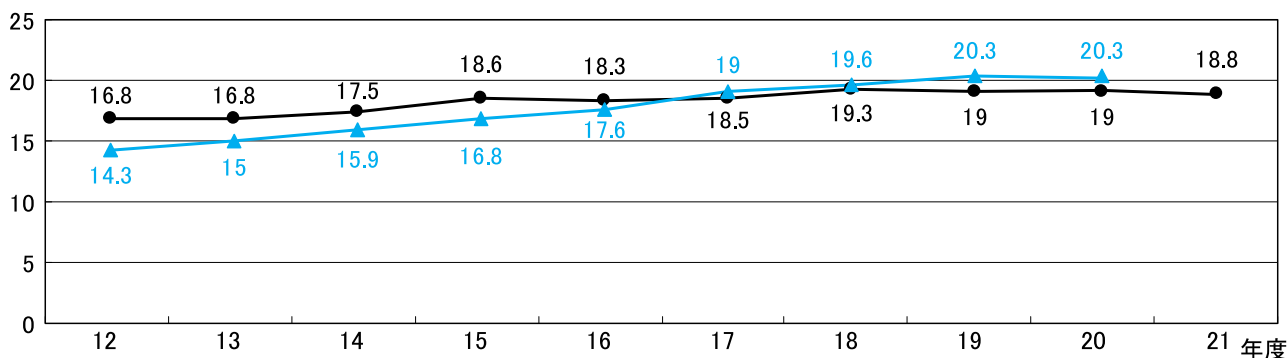
表3-2-3 リサイクル量の推移

(単位：千t)

年 度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
資 源 化 量	28	29	31	34	35	35	36	34	33	33
集 団 回 収 量	25	25	25	25	25	24	25	24	23	21
リ サ イ ク ル 量	53	54	56	59	60	59	61	58	56	54

リサイクル率(%)

● リサイクル率(福井県) ▲ リサイクル率(全国)

図3-2-4 リサイクル率^(注)の推移

(注) リサイクル率＝リサイクル量÷（ごみ排出量＋集団回収量）

(4) 廃棄物処理施設の状況

市町では、収集された一般廃棄物を処理するため、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分地施設等の廃棄物処理施設を設置しています。

平成21年度末現在、ごみ焼却施設は11施設設置さ

れており、処理能力は1,173 t／日となっています。また、一般廃棄物最終処分場は11施設設置されており、残余容量等を考慮しながら計画的に新しい施設の整備が進められています。

2 産業廃棄物の状況【循環社会推進課】

(1) 県内の発生状況

(注) 産業廃棄物の実態調査については、県内事業所から産業廃棄物排出事業所を抽出し、アンケート調査により実施しています。調査は5年ごとに実施しており、直近のデータは、平成20年度の値です。

① 県内総発生量

平成20年度に本県で発生した産業廃棄物は3,024千tであり、平成15年度の3,039千tと比較すると、約0.5%減少しています。

② 種類別発生量

産業廃棄物の発生量を種類別にみると、汚泥の発生量が最も多く、1,401千t(全発生量の46%)、次いで、がれき類660千t(22%)、ばいじん248千t(8%)、廃プラスチック類172千t(6%)、紙くず112千t(4%)、家畜ふん尿106千t(3%)の順で、この6種類で全体の約90%を占めています。

③ 業種別発生量

産業廃棄物の発生量を業種別にみると、電気・ガス・水道業が最も多く、1,052千t(全発生量の35%)、次いで、建設業812千t(27%)、製造業740千t(24%)の順となっており、この3業種で86%を占めています。

(2) 処理処分状況

① 発生からの処理処分状況

発生量3,024千tの処理処分状況は、リサイクル量1,550千t(51%)、減量化量1,400千t(46%)、最終処分量74千t(2%)等となっています。(図3-2-7)

平成15年度と比較すると、リサイクル量が増加し、発生量および最終処分量が減少しています。

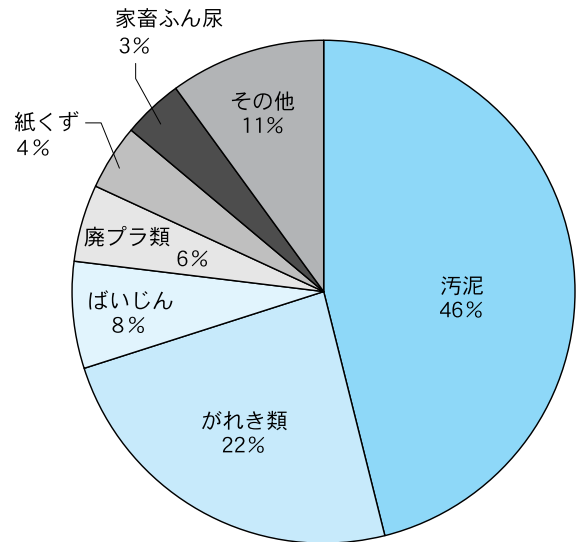


図3-2-5 種類別発生量構成比（平成20年度）

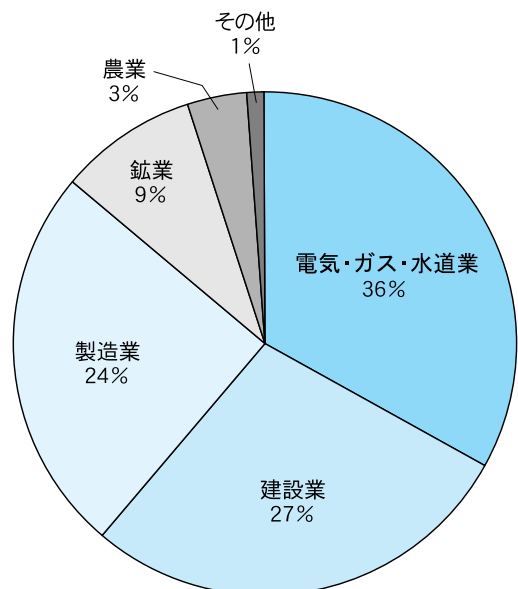


図3-2-6 業種別発生量構成比（平成20年度）

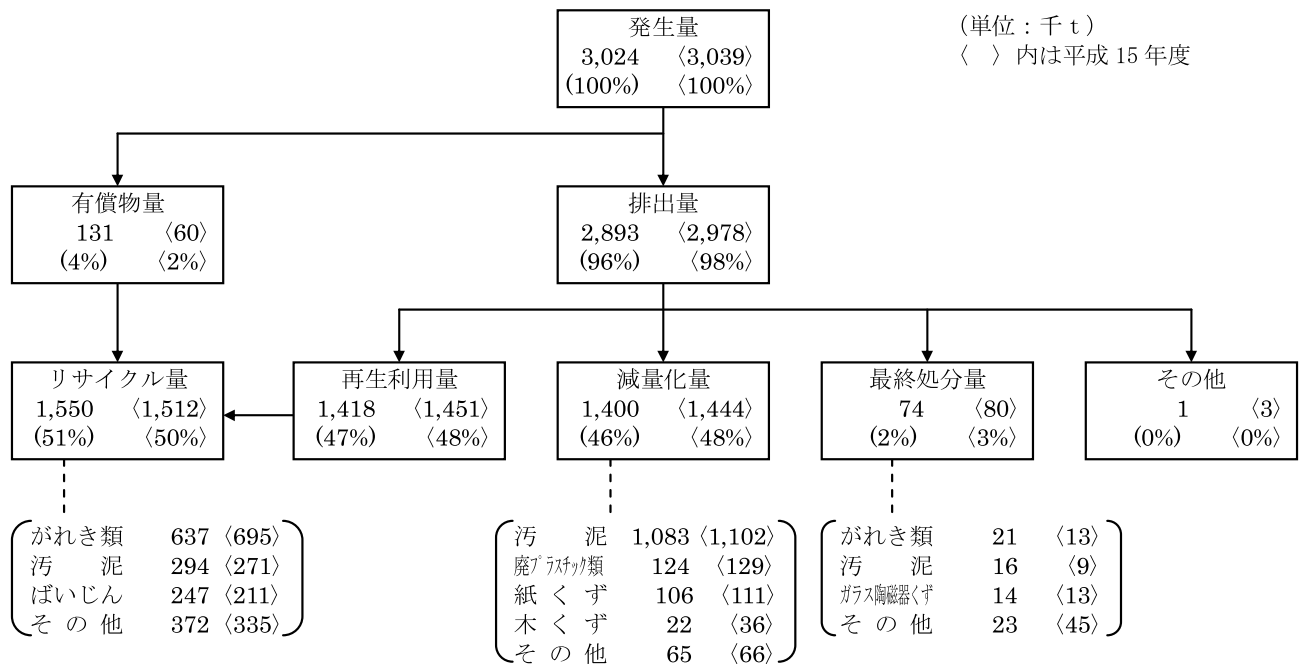


図3-2-7 平成20年度処理処分状況

②種類別処理状況

汚泥については、1,401千tの発生量がありますが、77%が減量化され、最終処分量は1%となっています。

がれき類については、660千tのうち96%がリサイクルされています。

廃プラスチック類では、172千tのうち72%が減量化されています。

最終処分量を種類別にみると、がれき類が21千tで最も多く、次いで、汚泥が16千t、ガラス陶磁器くずが14千tの順となっています。

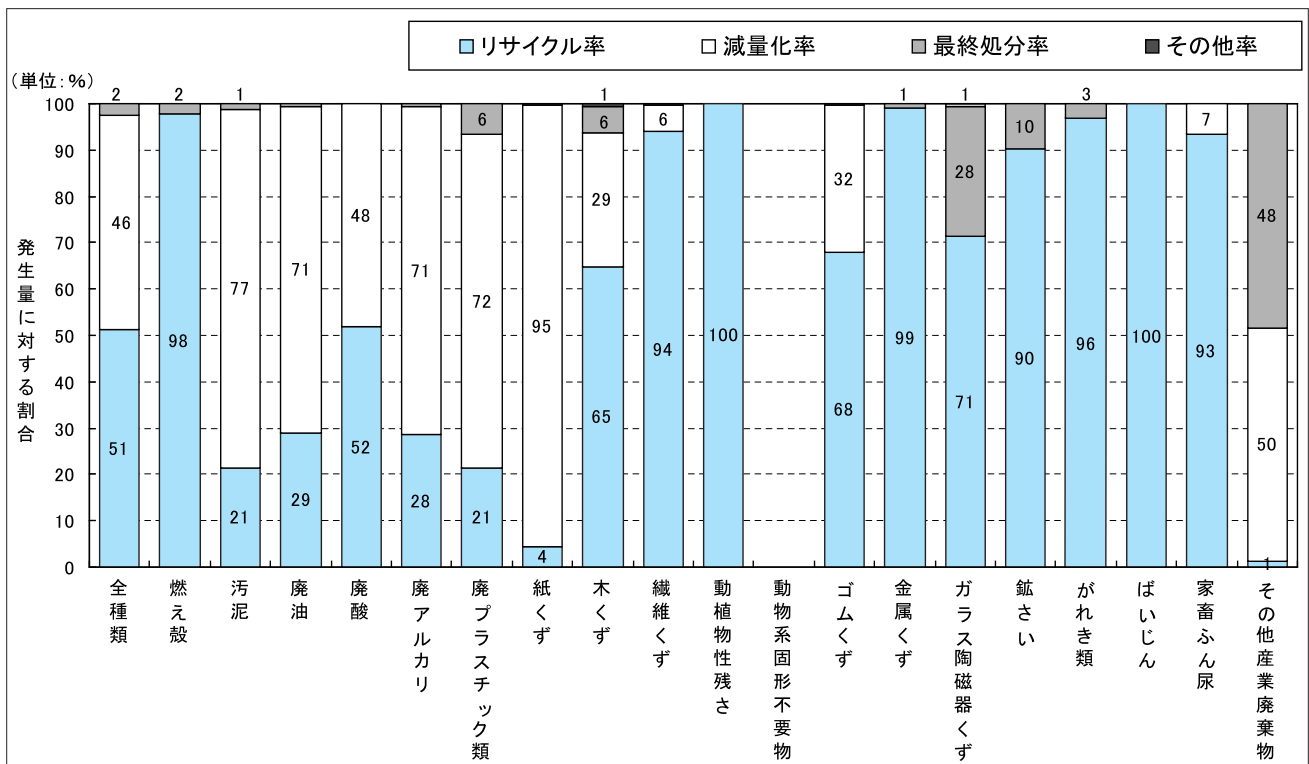


図3-2-8 種類別処理状況（平成20年度）

(3) 産業廃棄物処理業の状況

産業廃棄物の処理について、廃棄物処理法では、「排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定しています。「自らの責任において適正に処理する」とは、排出事業者が「自ら処理する場合」と「許可をもっている処理業者に処理を委託する場合」とがあります。

実際には、多くの排出事業者が自ら中間処理施設または最終処分場を設置することなく、産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託しています。

本県における産業廃棄物処理業の許可件数は、平成22年3月末現在1,809件で、業の種類別では、収集・運搬業（特別管理産業廃棄物の収集運搬業を含む。）の許可は1,645件で、全体の約90%を占めています。

表3-1-9 産業廃棄物処理業許可件数（平成22年3月末現在）

許可区分	収集運搬	中間処理（処分）	最終処分	中間処理・最終処分	計
産業廃棄物	1,454	145	1	6	1,606
特別管理産業廃棄物	191	11	0	1	203
合計	1,645	156	1	7	1,809

(4) 産業廃棄物処理施設の状況

廃棄物処理法第15条に基づく許可施設数は、平成22年3月末現在169施設です。

平成21年度中に許可を受けた産業廃棄物処理施設

数の内訳は、設置許可を受けた施設2、変更許可を受けた施設2、譲り受け許可を受けた施設2で、合併の認可を受けた施設が1です。

表3-2-10 産業廃棄物処理施設数(平成22年3月末現在)

施設の種別	許可対象となる処理能力	施設数
①汚泥の脱水処理施設	10m ³ /日超	8
②汚泥の乾燥施設	10m ³ /日超	1
③汚泥の焼却施設	5m ³ /日超、200kg/時以上または火格子面積2m ² 以上	10
④廃油の油水分離施設	10m ³ /日超	1
⑤廃油の焼却施設	1m ³ /日超、200kg/時以上または火格子面積2m ² 以上	10
⑥廃酸・廃アルカリの中和施設	50m ³ /日超	1
⑦廃プラスチックの破碎施設	5t/日超	12
⑧廃プラスチックの焼却施設	0.1t/日超または火格子面積2m ² 以上	23
⑨木くず又はがれき類の破碎施設	5t/日超	73
⑩シアン分解施設	すべて	2
⑪産業廃棄物焼却施設	200kg/時以上または火格子面積2m ² 以上	18
⑫最終処分場(安定型)* ¹	すべて	7
⑬最終処分場(管理型)* ²	すべて	3
合計		169

(注) ①～⑪:中間処理施設 ⑫、⑬:最終処分場（最終処分場施設数は稼働中の施設数）

*¹ 安定型処分場：廃プラ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類など変化しない安定した廃棄物で、土壌・砂れき類等と同じで何ら環境を汚染しないものとして処分できるものを埋め立てる処分場。

*² 管理型処分場：埋め立てられた時に分解、溶出等の変化を伴い、環境を汚染することがあるため、十分な管理が行えるように処理して処分するための処分場。紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ばいじん、汚泥などを処分します。

3 ごみ減量化・リサイクルへの取組み【循環社会推進課】

(1) 行動指針および推進体制

自然・生活環境の保全、限りある資源の有効活用および廃棄物最終処分場の延命化を図るためには、廃棄物の発生抑制（リデュース）、部品等の再使用（リユース）、使用済みの製品等の原材料としての再利用（リサイクル）など、3R（スリーアール）を推進し、廃棄物を可能な限り資源として有効に活用する「循環型」の社会経済システムへの転換を図ることが必要です。

そこで、県では、平成14年3月に「福井県廃棄物

処理計画」を策定し、廃棄物の減量化とリサイクルを推進するための施策や目標値を定めるとともに、県民、事業者、市町村および県それぞれの役割や具体的な行動指針を示しました。

しかし、計画策定後、産業廃棄物については、建設リサイクル法の施行によりリサイクルが進み、一般廃棄物については、家電リサイクル法の施行や野外焼却が禁止されるなど廃棄物を取り巻く状況が変化したため、平成18年3月に新たな「廃棄物処理計画」を策定し、目標値を設定しました。

表3-2-11 「福井県廃棄物処理計画」の目標値

目 標 値	指 標	平成15年度	平成22年度
		現 状	目標値(予測値※)
	一人一日当たりごみ排出量	973 g	940 g (1,040 g)
	一般廃棄物のリサイクル率	18.6%	25.7% (22.3%)
	産業廃棄物発生量	3,039千 t	3,224千 t (3,234千 t)
	産業廃棄物のリサイクル率	49.8%	52.9% (47.0%)

①推進体制

「福井県廃棄物処理計画」に基づく施策を着実に推進するため、県全体としての総合的な施策を講じるとともに、市町とごみ分別収集等に関する検討会を開催し、市町ごとのごみ排出量等の公表や分別収集品目の拡大を確認するとともに県民への意識啓発を協働して進めています。

②ごみ減量化・リサイクルの推進

ごみの約3～4割を占める生ごみの減量化のため、家庭や外食時等における食べ残しを減らし、おいしい福井の食材を食べることを目的とした「おいしいふくい食べきり運動」を女性団体や事業者等と協力して推進しています。

また、「ものを大切にする社会づくり事業」として、おもちゃ、眼鏡、打刃物等の修理を実演するイベントや古本市を開催し、「修理する文化」の醸成や、互いに譲り合う「リサイクル文化」の定着を推進しています。

リサイクルの推進については、県内から発生した再生資源を利用し、県内で製造されたリサイクル製品を認定する制度等により、再生品の普及拡大に努めています。

また、平成22年11月に「資源循環ビジネス推進協

議会」を設置し、排出事業者、処理業者、試験研究機関などが一体となって、廃棄物を資源として循環させる方策について、検討を始めました。

今後も、「循環型社会」の実現に向け、県民、事業者、市町および県がそれぞれの役割を分担し、相互協力のもと、総合的な対策を進めていきます。

(2) 容器包装廃棄物、家電製品、自動車のリサイクル推進体制の確立

①容器包装リサイクル法

一般廃棄物の容積比で約6割を占める缶、びん、ペットボトルなどの容器包装廃棄物のリサイクルを推進するため、平成9年4月から「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が施行されました。平成12年度からは同法が完全施行され、それまでのびん、缶、ペットボトルおよび紙パックに加え、その他の紙製容器包装、プラスチック製容器包装および段ボールが法の対象となりました。

平成18年12月には容器包装リサイクル法が一部改正され、事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入や事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設などが盛り込まれました。この改正容器包装リサイクル法を受け、県では、「第5期福井県分別

収集促進計画^{*1}」を策定し、県民に対する容器包装廃棄物の排出抑制や市町における容器包装廃棄物の収集品目の拡大を図るなどの取組みを進めています。

表3-2-12 容器包装廃棄物の分別収集取組状況

区 分		取組市町数 (平成22年度現在)	平成24年度 見 込
びん 類	無 色	全市町	全市町
	茶 色	16	16
	そ の 他 の 色	全市町	全市町
缶 類	ス チ ー ル 缶	全市町	全市町
	ア ル ミ 缶	全市町	全市町
プラ スチック 類	ペ ッ ト ボ ト ル	全市町	全市町
	食 品 ト レ イ	4	5
	その他のプラスチック製容器包装	12	13
紙 類	飲 料 用 紙 パ ッ ク	12	13
	段 ボ ー ル	全市町	全市町
	その他の紙製容器包装	11	14

②家電リサイクル法

家電製品のリサイクルを推進するため、平成13年4月から「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）が施行されています。この法律は、家電製品の小売業者に引き取り義務を、製造業者等（家電メーカー、家電輸入業者）に再商品化等（リサイクル）の義務を課し、消費者に収集・再商品化等に要する費用の負担を求めるものです。テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機およびエアコンの4品目が対象になっています。

県では、消費者（排出者）、小売店に対して、この法律に基づくリサイクルが円滑に進むよう普及啓発を進めています。また、廃家電の不法投棄への監視にも力を入れていきます。

③パソコンリサイクル

平成15年10月から「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）に基づき、家庭系パソコンのリサイクルが始まりました。これまで自治体が回収・処理していた家庭用使用済パソコンを製造等事業者（パソコンメーカー等）により自主回収および再資源化を行い、消費者は収集・再資源

化に要する費用を負担するものです。

④自動車リサイクル

年間約400万台（中古輸出も含めれば約500万台）排出される使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきました。

しかし、産業廃棄物処分場の逼迫や従来のリサイクルシステムの機能不全により、不法投棄・不適正処理の懸念がもたれていました。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）が平成14年7月に制定（平成16年7月から解体業等の許可制度が先行して施行）されました。平成17年1月1日からリサイクル料金の預託や電子マニフェスト制度等による移動報告等が開始され、本法が本格施行されています。

法施行に伴い、関係事業者の電子情報による使用済自動車の移動報告および「フロン類」、「エアバック類」の回収や「廃タイヤ」、「バッテリー」等の適正処理が行われ、これに必要な費用を自動車の所有

表3-2-13 自動車リサイクル法関連事業者の種別
(平成22年3月末現在)

業 種	事 業 内 容	事業者数
引 取 業	使用済自動車の引取りを行う登録業者	630件
フロン類 回 収 業	カーエアコンからフロン類を回収する登録業者	208件
解 体 業	エアバック類を回収するとともに、バッテリー、タイヤ、廃油・廃液等を再資源化基準に従って適切な解体を行う許可業者（基準に従って解体を行った場合のみ、使用済自動車からの部品取りを行うことができる。）	39件
破 砕 業	解体された使用済自動車を破砕するため、プレス・せん断など破砕前処理を行う許可業者および解体された使用済自動車を破砕する許可業者	16件

^{*1} 福井県分別収集促進計画：各市町村が策定する「市町村分別収集計画」を踏まえ、容器包装廃棄物の分別収集リサイクルの推進に関することについて、県が策定する計画。

者が負担することとされました。

平成21年度に本県において引取業者に引渡された使用済自動車は、約3万6千台あり、この使用済自動車がフロン類回収業者、解体業者および破碎業者等に引き渡されました。

4 建設リサイクル【土木管理課】

(1) 建設リサイクルの現状

建設工事から発生する廃棄物の本県におけるリサイクル率は、全体で9割となっていますが、木材や建設汚泥についてはリサイクルが遅れています。

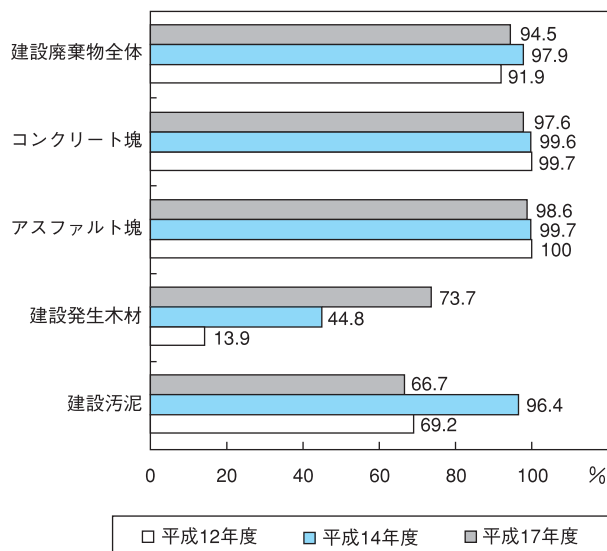


図3-2-14 建設廃棄物のリサイクル率

(2) 法律制定の背景

建設工事から発生する廃棄物は種類が多く、本県では産業廃棄物全体の約3割を占めており、分別しなければごみとして最終処分されることになります。また、全国的にみても最終処分場の残存容量はあともわずかとなっています。

さらに、昭和40年代の高度経済成長期に大量に建設された建築物が今後更新期を迎えることから、解体による廃棄物の排出量の増加が予想されます。

このため、廃棄物の分別・リサイクルおよび適正処理をより一層促進させることを目的に、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が、平成14年5月30日から全面施行されました。

今後とも、使用済自動車の適正処理を推進するため、関係事業者に対する監視指導を引き続き行っていきます。

(3) 法律の概要

この法律は、3つの柱から成り立っています。

発注者（施主）による工事の事前届出の他、元請業者から発注者への再資源化完了報告などが義務付けられています。

- ①分別解体・リサイクルの義務付け
- ②分別解体・リサイクルの実施を確保するための措置
- ③解体工事業の登録制度の創設

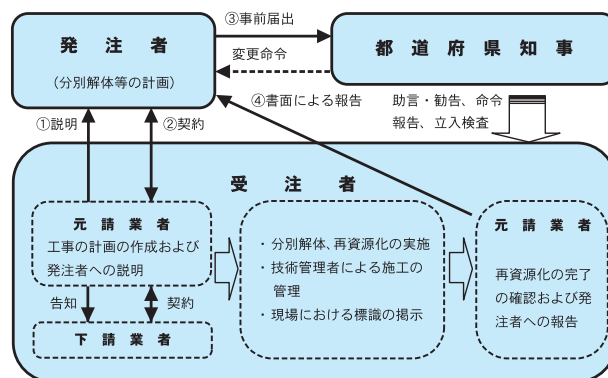


図3-2-15 分別解体・リサイクルの発注から実施への流れ

(4) 建設リサイクルを進めるために

法の実効性を確保するため、日常のパトロールに加え、年2回、施工中の工事現場を対象に、県内一斉パトロールを実施しています。

また、建設リサイクルを総合的に推進するため、県内の国、県、市町の工事発注機関、建設業団体等からなる「建設副産物対策連絡協議会」において、廃棄物の利用実態の把握と情報交換を進め、リサイクル率の向上に取り組んでいます。